

資料 6

川西市参画と協働のまちづくり推進条例(抜粋)

(付属機関等)

- 第10条 市は、付属機関等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の付属機関及び市民等が参画して構成する組織をいう。以下同じ。)の委員を選任するときは、付属機関等の設置目的を達成するために必要な専門性の確保、男女比率、年齢構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用するとともに、委員の公募等により市民等の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。
- 2 市は、付属機関等を設置したときは、その名称、目的、委員名簿、委員の選出基準等を公表するものとする。
 - 3 市は、付属機関等の会議(以下「会議」という。)を公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開しないことと定められている場合その他市が別に定めるものについては、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
 - 4 市は、会議を開催しようとするときは、事前に会議名、開催の日時、場所、傍聴等の手続について公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。
 - 5 市は、会議の終了後、速やかに会議録を調整し、公表するものとする。ただし、川西市情報公開条例(平成4年川西市条例第8号)第7条第1項各号に規定する非公開情報については、公表しない。